

## いわて銀河プラザイベントコーナー管理運営要領

### (趣旨)

第1 この要領は、いわて銀河プラザイベントコーナー利用規程（以下「利用規程」という。）第9の規定に基づき、同規程に定めるもののほか、いわて銀河プラザイベントコーナー（以下「イベントコーナー」という。）の管理運営のために必要な事項を定めるものとする。

### (利用者の範囲)

第2 利用規程第2第4号に掲げる岩手県東京事務所長（以下、「所長」という。）が認める場合の要件とは、同第1号から第3号に該当しない者であり、かつ営利を目的に事業を営む法人又は個人でない者とする。

### (利用期間)

第3 イベントを実施する者が同一である場合に限り、1回の利用期間内にイベント内容を変更して実施することを認める。このとき利用申込に際しては、利用期間中にイベントの変更の有無及びその変更内容を記載するものとする。

2 イベントコーナーを利用する者が特定の者に偏らないよう、同一の利用者における1年度内における利用は最大4回までとする。

### (年間利用計画の作成及び公表)

第4 利用規程第4第1項に掲げる利用希望の調査は、毎年度12月以降に、翌年度4月から3月までの利用希望調査を行うものとし、希望の日程が重複する場合には、概ね次の基準により調整を行うものとする。

(1) 1回の利用期間の日数が多い方を優先する。

(2) 希望日程の順位が高い方を優先する。

(3) 年度内において初回のイベント実施を優先する。

(4) 同一広域振興圏のイベントが続く場合は、他圏域のイベントコーナーの利用を希望する者を優先する。

2 年間利用計画公表後に希望日程の変更がある場合は、速やかに所長に日程変更を連絡のうえ必要に応じて再調整を行う。ただし、利用規程第6の規定による決定通知後における変更は、同規程第5第1項に定める利用申込みの期限前で、かつ他の利用希望者がいない日程への変更のみを認めるものとする。

### (利用申込み)

第5 年間利用計画に掲載されているイベントを実施する予定の者（以下「イベント実施予定者」という。）にあつては、アンテナショップ管理運営受託者（以下、「管理受託者」という。）を除き、利用規程第5第1項に定めるイベントコーナー利用申込書を提出するものとする。

2 所長は、イベント実施予定者が、特段の理由がなく利用規程第5第1項に定める申込期限までに利用申込みをしない場合は、イベントコーナーの利用を認めない場合がある。また、利用の決定通知後にイベントの実施内容に変更が生じた場合は、速やかに所長に対して変更

内容を協議するものとし、協議なくイベント内容を変更した場合には、イベントコーナーの利用を中止させることがある。

3 年間利用計画の公表後において、利用計画のない日程についてイベントコーナーの利用を希望する者は、利用規程第5第1項の規定により利用申込みを行うものとする。

(利用者の決定・通知)

第6 所長は、第5第3項の規定により利用申込みがあった場合は、利用規程第6の規定に従い利用を決定する。ただし、重複する日程での利用申込みがあった場合は、イベントコーナー利用申込書を受理した順により利用を決定するものとする。

(管理運営)

第7 イベントコーナーでのイベント実施にあつては、所長と管理受託者が連携して管理運営にあたるため、イベント実施予定者は、管理受託者に対し、当該受託者の定める様式によりイベント内容を報告するものとする。

(その他)

第8 イベントコーナーの利用に際し、利用規程及びこの規定に定めのないものについては、関係者が協議のうえ、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年1月14日から施行する。